

# 業務指示書

## ベトナム国ハイフォン幹線道路整備事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年12月17日 12時まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年12月22日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません

( ) 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われる調査を加コンサルタント

1)、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の用員について、補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われる調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：円借款の協力準備調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、 30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。

なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／橋梁計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：橋梁計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野　社会配慮】

- 1) 類似業務の経験：社会配慮に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年12月26日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

4 （各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

気象調査及び水利・水文調査、地形調査、地質調査、CBR試験、支障物件調査(直営可)、交通調査・軸重調査、コミュニティに係る社会調査、環境アセスメント報告書作成に必要となる調査、社会経済調査及び再取得価格調査等の住民移転計画作成に必要となる調査、デジタル航空写真／衛星画像+デジタル地形／標高モデル

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0055 円 , US\$1 = 117.58 円 , EUR1 = 146.87 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プrezentationは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 1月 8日(木) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

### (3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- (○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、  
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、  
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の  
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
条件等は、以下のとおりです。  
a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。  
b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は原則認めませんが、ただしJICA在外事務所主管  
案件の場合は該当該主管事務所が認め出席を認めます。  
c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、  
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、  
業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／橋梁計画  
社会配慮

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年1月19日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)  
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
ベトナム国ハイフォン幹線道路整備事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
（本条件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）		
①業務主任者の経験・能力 総括／橋梁計画	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 7.00 )	(12.00 )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制 （今回は評価の対象としません）	—	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 社会配慮	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## **第2 調査の目的・内容に関する事項**

### **1. 事業の背景**

ベトナムの国内交通における道路への依存度は高く、2011年時点で貨物輸送の74.3%、旅客輸送の92.1%を占めており、経済成長に伴い道路交通量は増加し続いている。かかる状況に対し、ベトナム政府は、「第9次社会経済開発5カ年計画(2011-2015)」において、高成長下での持続的発展という開発目標の達成に向け、運輸交通インフラの整備を含むインフラシステムの更なる発展を開発上の最重要課題と位置づけている。なかでもベトナム政府は、2017年に稼働予定のベトナム北部唯一の国際大水深港であるラックフェン港を有するハイフォン市を北部の成長軸として優先的に開発していく方針を打ち出しており、2014年3月のサン国家主席来日時に採択された日越共同声明においても、ハイフォン市の開発支援が日本に要請されている。

2005年から2011年にかけてのGDP成長率が年平均11.3%と著しく、年平均10%程度の人口増加率を維持しているハイフォン市は、「ハイフォン市2050年のビジョン及び2025年までの都市開発マスターplan(2009年9月)」に基づき、市内を横断するカム河南岸の既存市街地の開発のみならず、カム河北岸の新市街地及び工業団地の開発を現在進めている。他方、これら開発に伴う所得向上と人口増加による自動車の増加及びラックフェン港の稼働に伴う工業団地から港湾に至る市内通過交通の増加により、交通渋滞が深刻化することが危惧されており、カム河を渡河する既存のビン橋及びキエン橋の2橋のみでは、増加し続ける交通需要を満たせなくなる見込みである。かかる状況に対応するため、市街地を迂回する交通路としての環状道路及びカム河を渡河する新たな渡河手段の整備が喫緊の課題となっており、ハイフォン市人民委員会からは類次にわたり、新たな渡河手段整備に係る支援を要望してきた。

また、2012年12月に策定された対ベトナム国別援助方針においては、「成長と競争力強化」が重点分野に掲げられており、「経済成長に伴い増大している経済インフラ需要に対応するため、幹線交通及び都市交通網の整備」に係る支援に重点的に取り組むとしている。こうした方針に基づき、我が国はこれまで、ハイフォン市をベトナム北部の物流拠点として、その周辺の交通インフラ整備を支援しており、国道5号線や国道10号線の改良事業、ビン橋建設事業等を実施してきた。

上記より、本調査は、上記課題に対応するためにハイフォン市から要望されている当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

なお、本事業については2013年度に経済産業省・新日本有限責任監査法人・独立行政法人日本貿易振興機構による「ベトナム・ハイフォン新市街地幹線橋梁建設事業調査」が実施されており、本業務指示書は右調査報告書をもとに作成されている。

### **2. 事業の概要**

#### **(1) 事業名**

ハイフォン幹線道路整備事業

#### **(2) 事業目的**

ベトナム北部のハイフォン市において2つの新規渡河手段及び第3環状道路の一部

を整備することにより、増加する交通需要への対応、交通・物流の効率化を図り、もってハイフォン市を含むベトナム北部地域の経済成長促進・国際競争力強化に寄与するもの。

### (3) 事業概要

先行する「ベトナム・ハイフォン新市街地幹線橋梁建設事業調査」をもとに、事業の内容として以下が想定されているが詳細は本調査にて確認する。

#### ① ブーイエン橋の建設

(ア)斜張橋(全長約 600m、支間長約 300m)、アプローチ橋(全長約 800m×2)

(イ)4 車線

#### ② グエンチャイ橋の建設

(ア)斜張橋(全長約 800m、支間長約 400m)、アプローチ橋(全長約 240m×2)

(イ)4 車線

#### ③ 第三環状道路の建設

(ア)一般道路(全長約 13km)

(イ)4 車線

### (4) 対象地域

ハイフォン市

### (5) 関係官庁・機関

#### ① ハイフォン市 交通運輸局

(DOT: Department of Transport , Hai Phong People's Committee)

#### ② 交通運輸省 計画投資局

(Department of Planning and Investment, Ministry of Transport)

### (6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

・ラックフェン国際港建設事業（円借款：2011 年、2014 年）

・ビン橋建設事業（円借款：2000 年）

・国道 10 号線改良事業（円借款：1998 年、2000 年）

## 3. 業務の目的

ハイフォン幹線道路整備事業について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、ハイフォン幹線道路整備事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、当機構がベトナム側へ通知した調査実施に係るレターに基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で隨時十分 JICA と協議すること。

また、本調査で検討・策定した事項が、ベトナム関係機関への一方的な提案となるないように、ベトナム政府と十分な合意形成を行い、現実的かつ具体的な内容とすること。

但し、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、ベトナム側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

## (2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、当機構から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- ① 調達・施工方法
- ② 事業費
- ③ 事業実施機関の実施能力
- ④ 操業・運営／維持・管理体制
- ⑤ 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

## (3) 調査の工程

調査対象道路については、既存道路の整備のみではなく新規に建設が必要な道路が含まれている。また、カム河には渡河手段を新設する必要がある。特にこれらの新規の建設については、その道路線形、渡河地点について複数の代替案に係る比較を行つたうえで最適案を選定し、設計を行うことが必要となる。

このため調査工程については、以下のステージに分けて実施することを想定している。各ステージにおいて報告書を取り纏め、その内容を当機構と協議・確認した上で、次のステージに入ることとする。

### ① 現況の確認及び最適案の選定のための設計

調査対象道路の現況を確認し、代替案を検討の上、整備する道路の線形を含めた設計、新設が必要な渡河手段の設計等を行い、工事費を概算の上、最適案を選定し、結果をインテリム・レポートに取り纏める。また、インテリム・レポートには「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))を満たすために必要な住民移転及び用地取得に係るベトナム国内法の手続き及び当該ガイドラインとの乖離の有無、また本事業の対応方針について必ず含めることとする。

### ② 設計と事業効果の確認

上記結果に基づき、具体的な測量、地質調査等の自然条件調査や、環境影響評価(以下、「EIA」)報告書(案)作成の支援、事業費の積算、内部収益率の算定等を行った上で、事業効果の確認を行い、結果をドラフト・ファイナル・レポートに取り纏める。

### ③ 報告書作成

ドラフト・ファイナル・レポートを基に関係者へ説明・協議を行い、その過程で出たコメント等を反映した最終報告書（ファイナル・レポート）を取り纏める。

### (4) 環境社会配慮

本事業は、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に基づき、カテゴリ A と分類されており、EIA 報告書(案)の作成及び許認可の取得が必要とされている。また、対象区間の一部に住民移転・用地取得を必要とする箇所があるため、ベトナムにおける用地取得・住民移転の法制度・他ドナーの事例等を確認のうえ、適切な住民移転計画（以下、「RAP」）が策定される必要がある。これら EIA 報告書案や RAP の作成にあたっては、本調査において必要な支援及び助言を、実施機関であるハイフォン市人民委員会に対して行う必要がある。

### (5) 設計の精度

本業務では円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計、積算までを実施する。

### (6) 詳細設計業務の追加可能性

本事業は本邦技術活用条件を適用する可能性があり、JICA の有償勘定技術支援による詳細設計を追加実施するための契約変更を行う可能性がある。

### (7) 本調査実施前に JICA はベトナム側実施機関と調査内容・便宜供与内容等につき合意する予定。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成、協議

- ① ハイフォン市 DOT からの提出資料、2013 年度に実施された経済産業省・新日本有限責任監査法人・独立行政法人日本貿易振興機構による「ベトナム・ハイフォン新市街地幹線橋梁建設事業調査報告書」の内容等を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- ② 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ③ 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、ベトナム側実施機関であるハイフォン市 DOT に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

### (2) 事業の背景・経緯の確認

- ① ベトナムにおける道路整備事業に係る上位計画を確認する。
- ② ベトナムにおける全国道路網整備の現状と課題を調査し、調査対象道路の位置づけ・重要性を確認する。その際、本事業に影響を及ぼす可能性のある事業計画が事業対象地周辺に存在する場合は、それら事業計画に対する対応(案)を作成する。
- ③ 調査対象地域（ハイフォン市）の経済・社会状況を把握する。
- ④ 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- ⑤ 道路セクターにおける他ドナーや国際機関の協力実績・予定及び BOT 等民間資金

活用の実績・予定を確認する。

(3) 対象道路の現況調査と課題の抽出

- ① 調査対象道路に関し、現地踏査によりインベントリー調査を行う。
- ② 整備対象の道路には新設道路区間が想定される地域もあることから、デジタル航空写真等入手の上、周辺地域の地形情報を把握する。
- ③ 上記調査及び関係者のヒアリングに基づき、対象道路が抱えている現状の課題を抽出する。

(4) 最適案の選定

- ① 上記結果を踏まえ、対象道路・渡河手段（方式、路線、渡河地点等）の代替案を設定する。代替案は、費用・環境社会配慮・線形／構造概要（渡河手段においては採用工法等も明示）・維持管理面等において妥当な3案以上とする。
- ② 代替案について設計を行ったうえで、これらを環境社会配慮面・経済面から比較・評価し、最適案を選定する。

(5) 環境配慮

- ① JICA 環境ガイドライン(2010年4月)を満たすEIA報告書案を作成するにあたり、スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の案を作成する。スコーピング案の作成にあたっては、(19)に記載する環境配慮に係る業務内容も参照すること。
- ② 相手国等がスコーピング案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査に反映させる。
- ③ 環境社会配慮助言委員会にスコーピング案の段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

(6) 社会配慮

- ① JICA 環境ガイドライン(2010年4月)を満たす形で補償・生活再建策が実施されるよう、RAP作成方針案を作成する。その際、相手国等の法制度とJICA 環境ガイドライン(2010年4月)の乖離を分析し、JICA 環境ガイドラインと同等の水準を求める世界銀行及びアジア開発銀行の事例を参考のうえで、その乖離を埋めるための本事業の対応方針を提案する。RAP作成方針案の作成にあたっては、(20)に記載する社会配慮に係る業務内容も参照すること。
- ② 相手国等がRAP作成方針案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査に反映させる。
- ③ 環境社会配慮助言委員会にスコーピング案の段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

(7) インテリム・レポートの作成、協議

- ① 上記結果について、インテリム・レポートに取り纏め、これをハイフォン市DOT及び交通運輸省と十分協議・確認する。

### (8) 自然条件調査

上記最適案の選定を踏まえ、本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す自然条件調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

#### ① 気象調査及び水利・水文調査

#### ② 地形調査（対象：新設道路区間及びその他線形変更区間、渡河手段新設箇所）

- ・ 道路縦断測量
- ・ 道路横断測量
- ・ 平板測量
- ・ 河川測量（渡河手段新設地点のみ）

#### ③ 地質調査（対象：渡河手段新設箇所）

- ・ ボーリング調査  
(橋梁の場合、主径間部：各橋脚あたり1ヶ所、アプローチ橋梁部：橋脚3～4本ごとに1ヶ所程度、1本×40m程度を想定)
- ・ 標準貫入試験(1m毎)
- ・ 土質試験一式

#### ④ CBR試験

対象：新設道路区間及びその他線形変更区間

#### ⑤ 支障物件調査・位置情報のデジタル化

### (9) 交通調査及び将来交通量の予測

① 対象道路の将来交通量を予測するため、既存の交通情報・データ入手するとともに、対象道路及びその周辺道路において以下の交通調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

(ア) 交通量観測（24時間7日間連続、8地点程度）

(イ) 路側OD調査（12時間、8地点程度）

(ウ) 通過車両の軸重調査

② 交通需要に影響を与える以下の項目について調査する。

(ア) 対象地域の開発計画

(イ) 対象地域の社会経済指標

③ 対象道路の将来交通量（開発交通量、誘発交通量及び転換交通量を勘案）を予測する。

### (10) 対象地域のコミュニティに係る社会調査（ベースライン・サーベイ）

本事業が事業対象地域の住民に与える効果、インパクトを把握するため、対象地域のコミュニティ社会調査を行い、各対象コミュニティの置かれている現状（人口、世帯数、民族構成、収入、生計手段・就業形態、公共インフラ整備、教育、保健等）を確認する。調査は可能な限り男女別、民族別に集計を行い、男女別、民族別の状況の変化が確認できるよう配慮する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

### (11) 事業の計画概要

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、以下の項目を含む事業の概要を策定する。

① 事業の目的

② 主要施設（計画対象道路）の内容

計画の対象となる道路について、その主要な諸元を計画する。

円借款による段階的な実施の可能性があることから、主要施設については、先方実施機関とも協議の上、優先順位付けを行う。

③ コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理）の内容とその規模（M/M）について、計画する。

(12) 設計

上記(4)にて計画した内容について、最低限以下の項目を含む設計を実施する。

① 道路の平面、縦断、横断設計

② 渡河手段全体の一般図、イメージ図

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、機構に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

また、維持管理や運用に対する設計上の配慮についても適宜提案する。

(13) 過積載対策の検討

本事業は港湾近郊にて実施され、過積載車両による構造物への影響が懸念されることから、過積載車両対策の提案を検討する。具体的な対策は以下等を想定している。

① 過積載車両のチェックポイントの設置を提案する。

② 本事業において、耐摩耗性・耐流動性の高い舗装を採用する。

③ 渡河手段・舗装設計に使用する大型車交通量について、適切な信頼度を提案する。

(14) 本邦技術活用条件

本事業はハイフォン市 DOT より本邦技術活用条件適用の要望がなされているため、本業務内で本邦技術条件適用の可能性について検討する。その際、本邦技術活用条件適用と一般条件適用の場合それぞれの総事業費、総借款額及び総借款返済額の現在価値に基づく比較検討を実施し、本事業実施にあたって最適である借款条件を提案する。

なお、本邦技術活用条件を適用する場合には原産地ルールに従う必要があるため、積算の実施にあたっては「円借款・本邦技術活用条件（STEP）にかかる運用ルール」（2013年4月17日）を参照し、本邦技術適用費目の適用割合を算出する。

本事業における本邦技術については経済性・妥当性等を確認の上で採用を決定することとし、また、現地への適用性・材料供給体制などを適宜、本邦企業又は団体等へ意見徵収すること。

(15) 施工方法

設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

(16) 事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のパートナート（当機構の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIA 報告書の作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

#### (17) 事業実施体制

ベトナムで実施されている当該類似業務（BIN橋建設事業）の実施体制、制度を把握し、当時の関係者より実施体制・制度の問題点・課題等をヒアリングした上で、本事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ① 事業実施体制の確認（PMU：Project Management Unit の設立等）
- ② 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- ③ 実施機関の財政・予算状況
- ④ 実施機関の技術水準
- ⑤ 実施機関の当該類似事業実施の経験

#### (18) 維持・管理体制

本事業実施後の維持・管理体制のあり方について、検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ① 維持・管理体制の確認
- ② 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- ③ 維持・管理機関の財政・予算状況
- ④ 維持・管理機関の技術水準、保有等機材類
- ⑤ 維持・管理機関の実績
- ⑥ (必要に応じて)維持・管理機関のトレーニング計画

#### (19) 環境配慮

- ① JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に基づき、EIA 報告書案の作成を行う。EIA 報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、別添「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。
- ② 相手国等が報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。
- ③ 環境社会配慮助言委員会に報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。
- ④ 相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
- ⑤ EIA 報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。
  - (ア) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
  - (イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - (A) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
    - (B) JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)との乖離及びその解消方法

- (C) 関係機関の役割
- (ウ) スコーピングの実施
- (エ) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
- (オ) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- (カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- (キ) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の検討
- (ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- (ケ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

## (20) 社会配慮

① JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に基づき、RAP 案の作成を行う。RAP 案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下(ア)～(サ)を含めることとする。具体的な作成手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「別添カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。

### (ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)の乖離を分析し、その乖離を埋めるため必要な制度的枠組みを提案する(その際、ベトナム国内法制度に反しない形で本事業における対応方針を立てるように留意し、かつ、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)と同等の水準を求める世界銀行及びアジア開発銀行の事例を参照すること。)。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離及びその解消方法については必ず確認し、解消に必要な方策を十分にベトナム側に説明、対応を協議すること。

### (イ) 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

### (ウ) 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

(A) 人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデータが宣言され、カットオフデータ後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

(B) 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい(同時に、地籍図入手し、デジタル化作業を実施する)。

(C) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20% を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女

性、子供、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

(工)損失資産の補償、生活再建対策の立案

- (A) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。
- (B) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- (C) OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な国内法制度上の手続きを確認し、補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- (D) 移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

(オ)移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、医療等)提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

(カ)苦情処理手続きの検討

事業対象地にある既存の苦情処理手続を活用すべきか、新たに苦情処理手続きを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手続きに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

(キ)実施体制の検討

- (A) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。
- (B) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。

(ク)実施スケジュールの検討

1 )補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、2 )移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

(ケ)費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュール及び予算請求スケジュールを作

成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

(コ)モニタリング・事業終了評価方法の検討

- (A) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- (B) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- (C) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

(サ)住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

- ② 環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策二一ツ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。
- ③ 本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認し、追加的に必要な措置の検討を含む Due Diligence Report を作成する。

(21) 概略事業費

概略事業費については、以下に従って積算を行う。

① 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

- (ア)本体事業費
  - (イ)本体事業費に関するプライスエスカレーション
  - (ウ)本体事業費に関する予備費
  - (エ)建中金利
  - (オ)フロント・エンド・フィー

(カ)コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(キ)その他1（融資非適格項目）

(A) 用地補償等

(B) 関税・税金

(C) 事業実施者の一般管理費

(D) 他機関建中金利(必要に応じて)

(ク)その他2

(A) 完成後の維持管理費

(B) 初期運転資金

(C) 移転地整備にかかる費用

(D) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

(E) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

② 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

③ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。

④ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

⑤ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途機構が指示する様式にとりまとめ、提出する。

(22) 気候変動対策に係る留意事項

本事業の実施によって、渋滞緩和による大気汚染の緩和や温室効果ガス(GHG)の排出抑制につながる可能性があるところ、調査の中で「JICA 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT)」を用いて、渋滞緩和による気候変動緩和(温室効果ガス排出抑制)効果の推計を行う。

(23) 事業実施に当たっての留意事項

事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、事業実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途機構に提出する。

① ベトナムにおける当該類似業務の調達事情

・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情

・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況

・現地施工業者の一般事情

② 入札手法、契約条件の設定

・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等

③ コンサルタントの選定方法

- ・ International Consultants の採否 等

④ 施工業者の選定方針

- ・ PQ : Pre-Qualification 条件の設定
- ・ LCB : Local Competitive Bid の採否
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

(24) 事業の評価

事業を 1 ) 定量的効果、2 ) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、事業完成後約 2 年をめどとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、内部収益率 (EIRR) 及び財務収益率(FIRR)を算出する。

なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①年平均日交通量、②所要時間の短縮、③走行費の節減、④周辺地域開発の促進等を想定している。

(25) 準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、ベトナム政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(26) 準備調査報告書の作成

ベトナム政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

## 7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(5)準備調査報告書及び(6)デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議 に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

(2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：2015 年 1 月中旬

部 数：越文 8 部、英文 10 部（簡易製本）

(3) インテリム・レポート

記載事項：事業の背景・経緯、対象道路の現況調査と課題の抽出、最適案の選定等

提出時期：2015 年 4 月下旬

部 数：越文 8 部、英文 10 部（簡易製本）

(4) 準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2015年9月下旬  
部 数：越文8部、英文10部（簡易製本）

(5) 準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2015年12月初旬  
部 数：越文10部、英文10部（製本）、CD-R3部

(6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

（含 高解像度（解像度50cm～25cm）の衛星画像又は航空写真（出来れば標高データ（DEM）付）、設計(1/1000)のイメージ図(3D フォトモンタージュ等））

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出  
部 数：CD-R2部

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2015年1月初旬より業務を開始し、2015年4月下旬を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2015年9月下旬までに準備調査報告書（ドラフト）、2015年12月初旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

合計 約53.81M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ① 総括／橋梁計画（2号）※評価対象
- ② 交通計画
- ③ 橋梁設計(上部工)
- ④ 橋梁設計(下部工)
- ⑤ 道路・交差点設計
- ⑥ 交通調査・需要予測
- ⑦ 積算／施工計画
- ⑧ 自然条件調査
- ⑨ 環境配慮
- ⑩ 社会配慮（3号）※評価対象
- ⑪ 経済財務分析
- ⑫ 事業実施体制・維持管理体制
- ⑬ 調達情報／業務調整

### 3. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・N G Oに再委託して実施することを認める。

- ① 気象調査及び水利・水文調査
- ② 地形調査
- ③ 地質調査
- ④ C B R 試験
- ⑤ 支障物件調査(直営でも可)
- ⑥ 交通調査・軸重調査
- ⑦ コミュニティに係る社会調査
- ⑧ ベースとなる環境社会の状況に関する調査等の環境アセスメント報告書作成に必要となる調査
- ⑨ 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)及び再取得価格調査等の住民移転計画作成に必要となる調査(地籍図の入手、デジタル化を含む)
- ⑩ デジタル航空写真／衛星画像+デジタル地形／標高モデル

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

配布資料：経済産業省F/S「ベトナム・ハイフォン新市街地幹線橋梁建設事業調査」

貸与資料：環境社会配慮 カテゴリB案件報告書執筆要領(2011年6月版)

閲覧資料：ハイフォン市調査実施に係る質問票への回答(2014年7月)

　　ハイフォン市からの本事業実施に係るベトナム計画投資省への要請

　　ベトナム国環境社会配慮プロファイル

上記閲覧資料は、機構東南アジア・大洋州部東南アジア第三課において業務指示書配布期間中に閲覧可能。

### 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

### 6. ベトナム国便宜供与内容

実施機関からの便宜供与内容は以下の通り。(調査実施前のJICA直営調査団にて確認する)

- (1) 関連する調査に関する情報、データの提供
- (2) カウンターパートとなる担当者の設置
- (3) ミーティングスペースの提供
- (4) 現地調査における立ち入り許可
- (5) その他必要な場合は調査団に特権、便宜を付与する。

### 7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 接続道路事業の進捗

① ハロン－ハイפון道路バックダン橋整備事業の実施が現在検討されているところ、ハイפון周辺の道路ネットワーク及びバックダン橋との接続を考慮した設計となるよう留意すること。

以 上

別添：カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2011 年 6 月版)